ハラスメント・人権問題への取り組みについて

佐賀大学ハラスメント・人権問題委員会 委員長 山 下 宗 利

皆さん、ご入学おめでとうございます。ハラスメント・人権問題委員会から皆 さんにご挨拶申し上げます。

皆さんはすでに、人権問題について、それぞれ学習してこられたと思いますが、ここで、本学での人権問題への取り組みについて、簡単に説明したいと思います。

人権とは、「人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権利」を意味 します。

全ての人は人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然です。このことは同時に、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負うことを意味することになるのです。

しかし、今日社会の中にあって、なお、命と人間の尊厳を脅かす事態は後を絶たず、部落差別をはじめとした様々な人権侵害が生じています。女性・子ども・高齢者・障害者・外国人・患者等、社会的に不利な状況におかれている人々が存在し、人権に関する多くの課題があります。さらに、国際化、高齢化、少子化、高度情報化等の社会の変化に伴って人権にかかわる新たな課題も生じてきています。こうした状況に対して、すべての人の人権が尊重される社会づくりの重要性を認識し、普遍的な人権文化を築いていくことが今日の課題です。

大学の使命は、多様な人材を受け入れ、高等教育を付与して、社会で自立し、 社会の持続的発展を支える人材を社会に送り出すことにあります。皆さんにも 立派な社会人になるための勉強を、本学でしてほしいと願っています。今日の 大学が時代の要請として求められていることの一つは、すべての人権が尊重さ れるグローバルな社会づくりに貢献することです。本学においても、一層の人 権教育に取り組んでいきたいと考えています。

まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要です。また、人権が持つ価値や重要性を感受し、それを共感的に受けとめるような感性、すなわち人権感覚を育成することが必要となります。こうした知的理解と人権感覚を基盤として、実践力や行動力を育成することが求められます。

このような人権教育が、民主的な社会及び国家の形成発展に努める人間の育成や平和的な国際社会の実現に貢献できる人間の育成につながっていくものと考えています。

本学では、これまでも、部落問題をはじめとした様々な人権問題に意識的に取り組んできました。ハラスメント・人権問題委員会においては、講演会の開催、研修会への参加等、差別解消に向けて取り組んでいます。また、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント問題は、人権問題の重要なテーマの一つです。「国立大学法人佐賀大学ハラスメント等防止規則」を制定し、その防止にも取り組んでおります。ハラスメントは、人としての尊厳を侵害する重大、かつ不当な行為であり、決して許されるものではありません。このことについては、厳正な態度で臨むという基本方針を、佐賀大学は確立しています。各学部や学生センター等には、それぞれ数名のハラスメント相談員を置いていますので、皆さんのなかでそのような事態になった時には、遠慮なく相談してください。

人権教育は、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められます。皆さんには、この佐賀大学で、自由に学問を学び、研究する権利があります。この権利はすべての学生、大学院生に平等に保障されています。佐賀大学は、このために、すべての学生が安心して学べる人権文化に包まれた大学の環境づくりを、今後も努めていきたいと思います。

このような本学の取り組みを理解して、皆さんが人権問題に関心を持って、 主体的に学習していただくことを願いまして、ご挨拶と致します。

